

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

#### 上水道規則第2号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年上水道規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、收容されている場合」を「、收容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に收容されている場合」に改める。

付 則

（施行期日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正（新旧対照表）

（昭和43年上水道規則第3号）

改正前旧規程	改正後新規程
<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院もしくは児童自立支援施設に送致され、収容されている<u>場合</u>または売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>	<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院もしくは児童自立支援施設に送致され、収容されている<u>場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u>または売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>